

報告・協議5

広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和3年8月11日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について

名称	広島県生涯学習審議会
根拠規定	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条第1項 社会教育法第15条第1項 広島県生涯学習審議会条例
設置目的及び任務	1 生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について、広島県教育委員会又は知事の諮問に応じ調査審議し、及び当該事項に関し必要と認める事項について広島県教育委員会又は知事に意見を述べる。 2 社会教育分科会は、社会教育法第13条の規定により社会教育委員の会議の権限に属させられた事項その他社会教育に関する事項を調査審議する。
委員の定数	20人以内（社会教育分科会の委員の定数は、15人以内とする。） ※広島県生涯学習審議会条例第2条第1項及び第7条第2項
委員の現員	20人（社会教育分科会15人）
委員の任期	2年間 ※広島県生涯学習審議会条例第3条第1項
報酬 (令和3年度)	10,300円/回
年間開催予定回数	2回程度
選考基準	生涯学習に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、次の基準によって選考する。 1 次の分野から選任する。 学校教育関係者、家庭教育支援関係者、社会教育関係者、行政関係者、学識経験者、県議会関係者、報道機関関係者、企業関係者 2 次のいずれかに該当する者は、原則として選任しない。 (1) 最初の任命時において、70歳を超える者 (2) 再任の場合において、任期中に75歳を超えることとなる者 (3) 5期を超える者 3 男女共同参画に努める。

選 考 基 準 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(選考基準)</p> <p>生涯学習に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、次の基準によって選考する。</p> <p>1 次の分野から選任する。</p> <p>学校教育関係者、家庭教育支援関係者、社会教育関係者、行政関係者、学識経験者、県議会関係者、報道機関関係者、企業関係者</p> <p>2 次のいずれかに該当する者は、原則として選任しない。</p> <p>(1) 最初の任命時において、70歳を超える者</p> <p>(2) 再任の場合において、任期中に75歳を超えることとなる者</p> <p>(3) 5期を超える者</p> <p>3 <u>女性委員の登用に努める。</u></p>	<p>(選考基準)</p> <p>生涯学習に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、次の基準によって選考する。</p> <p>1 次の分野から選任する。</p> <p>学校教育関係者、家庭教育支援関係者、社会教育関係者、行政関係者、学識経験者、県議会関係者、報道機関関係者、企業関係者</p> <p>2 次のいずれかに該当する者は、原則として選任しない。</p> <p>(1) 最初の任命時において、70歳を超える者</p> <p>(2) 再任の場合において、任期中に75歳を超えることとなる者</p> <p>(3) 5期を超える者</p> <p>3 <u>男女共同参画</u>に努める。</p>

(参考)「非常勤の特別職等の任免に係る事務取扱要領」別表に定める基準

(一般的基準)

- 1 候補者の選出については、ネーム・バリュー等にこだわることなく、できるだけ関係の幅広い分野から清新な人材を起用するよう努めるものとする。
- 2 任命後において、委員等が十分にその職責を果たし得るよう、本人の健康状態、会議への出席の可否状況に留意するものとする。

また、当該審議会等に広く各界の意見を反映させるため、委員の長期留任は、特別の事情のない限り行わないものとする。

- 3 男女共同参画に努めるものとする。

(具体的基準)

- 4 次の各号に該当する者は、任命しないものとする。
- ただし、各附属機関等の設置目的及び任務などに照らし、個別の事情等に応じて委員の選任を行うことが妥当であると判断する場合には、この具体的基準によらず、別に定めることができるものとする。
- (1)最初の任命時において、70歳を超える者
 - (2)再任の場合において、任期中に75歳を超えることとなる者
 - (3)5期を超える者

広島県生涯学習審議会委員名簿

令和3年8月11日現在

区 分	氏 名	性別	社会教育 分科会	所 属 ・ 職 名 等
学校教育関係者	すみだ なおゆき 住 田 直 之	男		公益財団法人広島県私立幼稚園連盟理事長
	やまぐち みほ穂 山 口 美 穂	女	○	広島県公立学校校長会連合会 (庄原市立東城小学校長)
	ゆずき なおみ 柚 木 尚 美	女		一般社団法人教育ネットワーク中国研修委員, 広島修道大学総務部長
家庭教育関係者	おがた えりこ 緒 方 恵 理 子	女	○	尾道市向東地区家庭教育支援チーム“親ちから” 代表
	やまだ ようこ 山 田 洋 子	女	○	広島県PTA連合会副会長
社会教育関係者	おがわ あやこ 小 川 綾 子	女	○	広島県公共図書館協会(広島市立中区図書館長)
	きと つねひろ 城 戸 常 太	男	○	広島県公民館連合会会長
	はまなが まき紀 濱 長 真 紀	女	○	特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター(EPOちゅうごく・中国地方ESDセンターコーディネーター)
	もりわき きつき 森 脇 五 月	女	○	公益財団法人広島県男女共同参画財団
	よねだ たまみ 米 田 珠 美	女	○	府中町立府中南小学校コミュニティ・スクールサポーター, 家庭教育支援チーム「くすのき」代表
その他の生涯学習 関係者	おおの つやこ 大 野 都 弥 子	女	○	熊野町スポーツ推進委員協議会会長
	おがた つよし 尾 方 剛	男		広島経済大学経営学部スポーツ経営学科准教授
	かわもと せいじゆん 河 本 清 順	女		特定非営利活動法人シネマ尾道代表理事
	きぬがさ まさずみ 衣 笠 正 純	男		社会福祉法人広島県社会福祉協議会
	たかた ゆきのり 高 田 幸 典	男	○	広島県町村会(大崎上島町長)
	つ もり 森 つよし 津 森 毅	男	○	広島県都市教育長会 (東広島市教育委員会教育長)
学識経験者	えぐさ のりたか 江 種 則 貴	男	○	株式会社中国新聞社特別編集委員
	しももり ひろあき 下 森 宏 昭	男	○	広島県議会議員
	たごうち ひでこ 田 河 内 秀 子	女	○	広島県中小企業家同友会副代表理事
	はやし たかし 林 孝	男	○	広島大学名誉教授
	20名		15名	

注 1 各区分50音順に記載

2 任期は令和3年8月11日まで